

正副委員長の選任方法の見直しについて（案）

見直し案 委員会での互選を改め、本会議で選任することとする。

効 果 委員選任後の初委員会において、委員長及び副委員長の互選を行うことなく、直ちに議案審査等に入ることが可能となる。（議事の効率化）

方 法（予算特別委員会の例）

○ 現 在

本会議：特別委員会の設置及び委員の選任

委員会：年長委員のもとで正副委員長を互選

○ 見直し案

本会議：特別委員会の設置及び委員の選任後、議長の指名により正副委員長を選任（選任は、あらかじめ議会運営委員会で協議）

そ の 他

- 正副委員長の辞任は、本会議で許可する。
- 閉会中における正副委員長の辞任許可及び後任者の選任は、議会運営委員会での協議を経て、議長が行う。